

佐賀県告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 3 月 3 日から平成 29 年 4 月 3 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 498 号	武雄市朝日町大字芦原字射場ノ元 5192 番 11 地先から 武雄市朝日町大字甘久字高橋 1940 番地先 まで	平成 29. 3. 3
県道 武雄多久線	武雄市朝日町大字甘久字下牟田 1331 番地 先から 武雄市北方町大字大崎字十六 880 番地先 まで	〃